

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項
条例名	障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)		① 障がい者のみならず、県民全てにとっての条例であることが明確となる名称を検討する。
前文	三重県における障がい者を取り巻く現状と課題、現状と課題を踏まえた条例制定の必要性、条例の基本となる考え方などを規定する。 ※前文は、条例の規定内容の議論を行った後で検討する。		
ア 目的	この条例は、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策並びに障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策(以下「共生社会の実現に向けた施策」という。)に関し、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、共生社会の実現に向けた施策の基本となる事項を定めること等により、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法令と相まって、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。	委員会による調査での聴き取り結果及び各委員意見を踏まえ、「共生社会の実現」を目的に掲げ、条例の規定事項の全体像を明らかにする。	
第1 総則 イ 定義	この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい者 <u>身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)</u> その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 (2) 社会的障壁 障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。 (3) 行政機関等 障害者差別解消法に規定する行政機関等のうち、 <u>国の行政機関及び独立行政法人等を除いたもの</u> をいう。 (4) 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。	(1) 法律の「障害者」との関係などを明らかにするため、「障がい者」の定義を設ける(内容は障害者差別解消法と同じ)。 (2) 「行政機関等」について、対象の明確化のため、定義を設ける(国の組織での差別事案を県の相談体制等で解決することは容易でないと考えられるため、除外する)。 ※対象としては、①県、②県が設立した地方独立行政法人、③市町、④市町が設立した地方独立行政法人、⑤県の区域内の特別地方公共団体(市町が設立したものを含む。)が想定される。 (3) 社会的障壁と事業者について、条例上重要な用語であるため、定義を設ける(内容は障害者差別解消法と同じ)。	② 「障がい者」の定義において、国会での質疑により明らかになった事項(①高次脳機能障がい、②難病に起因する障がい、③断続的・周期的)を文言として加えるかどうかを検討する。 <u>身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がい及び高次脳機能障がいを含む。)</u> 、 <u>難病に起因する障がい</u> その他の心身の機能の障がい(以下「障がい」と総称する。)がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的又は断続的若しくは周期的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。 ※二重下線の部分は、加えることが提案された事項 「難病に起因する障がい」については、「明記はせず、解釈上含むことを明らかにする」との意見もあった。 ③ 「行政機関等」に国の組織(国の行政機関と独立行政法人等)を含めるかどうかについて、相談体制・紛争解決を図る体制の対象事案との関係を踏まえつつ検討する。
ウ 基本理念 (1) 共生社会の実現に関する理念	① 共生社会の実現は、障害者基本法第3条各号に掲げる事項(ア)社会参加の確保、(イ)生活場所の選択機会の確保、(ウ)意思疎通手段の選択の機会の確保・拡大)を旨として図られなければならない。 ② 共生社会の実現に向けた施策を講ずるに当たっては、障がい者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。	(1) 共生社会の実現について、条例が障害者基本法と同一の理念に基づくことを明らかにする。 (2) 共生社会の実現に向けた施策に障がい当事者等の意見が反映されるよう、障害者基本法と同様に、意見の聴取等を行うことを規定する。	

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項	
第1 総則	ウ 基本理念 (2) 施策の基本方針	<p>①障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策 (ア)障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、社会のあらゆる分野における全ての構成員が社会的障壁の除去を実施することにより、障がいを理由とする差別の解消を推進する責務を有するとの認識の下に、策定され、及び実施されなければならない。</p> <p>(イ)障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策は、障がいを理由とする差別の多くが障がいの特性及び障がい者に対する理解が十分でないことに起因することを踏まえ、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深める施策と一体的に策定され、及び実施されなければならない。</p>	<p>(1)障がい者差別の解消は、社会の側の課題であることの認識が重要であるとの委員意見を踏まえ、(ア)を規定。障害者基本法等で障がいの「社会モデル」(日常生活等での制限が「機能障害」のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方)が導入されたことを踏まえ、障がい者差別の解消がその考え方に沿って進められるべきことを明らかにする。</p> <p>(2)障がいの特性・障がい者に対する理解がまだまだ十分でないとの関係団体の意見を踏まえ、他の道府県の条例を参考にしつつ、(イ)を規定し、障がい者差別の解消が障がいの特性・障がい者に対する理解を深めることを通じて進められるべきことを明らかにする。</p>	④ 「有機的連携の下に」という文言について、分かりやすい表現に改めることを検討する。
	②障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策は、障害者基本法その他の関係法令に基づく施策との 有機的連携の下に 総合的に、策定され、及び実施されなければならない。	条例の施策(障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策)と障害者基本法等に基づく施策との連携を図ることを明らかにする。	⑤ 基本理念について、正副委員長案で提示していないものを追加するかを検討する。 (規定することが考えられる理念の例) (1)差別を解消するための取組は、差別する側と差別される側とに分けて相手側を一方向的に非難し制裁を加えようとするものであってはならない。 (2)障がいがあることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること。	
ウ 基本理念 (その他の理念)				⑥ 県の責務について、正副委員長案で提示していないものを追加するかを検討する。 (規定することが考えられる責務の例) 県は、障がい者の親等生活を主として支える者が死亡した後の障がい者の生活の維持を図るため、市町、関係機関、関係団体その他の関係者との連携に努めるものとする。
エ 責務・役割等 (1) 県の責務	<p>①県は、基本理念にのっとり、共生社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。</p> <p>②県は、自ら設置し、又は管理する施設における障がい者の利用の円滑化及び障がい者の移動の円滑化を図るための環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>(1)共生社会の実現に向けた施策の策定・実施が基本理念(共生社会の実現や施策の基本方針)を踏まえて行われるべきことを明らかにする。</p> <p>(2)県有施設や県内観光地施設の円滑な利用、避難所への避難の安全性確保などを推進すべきとする委員意見を踏まえた責務を②に規定</p>		
エ 責務・役割等 (2) 市町等との連携協力	県は、共生社会の実現に向けた施策の策定及び実施に当たっては、市町、関係機関、関係団体その他の関係者と連携し、及び協力するよう努めるものとする。	共生社会の実現に向けた施策の策定・実施に当たっては、市町、関係機関、関係団体などとの連携協力を図ることが重要であることから、その旨を規定する。		

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項
第1 総則	<p>エ 責務・役割等 (3) 県民の役割</p>	<p>県民は、共生社会を実現する上で障がいを理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障がいの特性及び障がい者に対する理解を深めるとともに、障がい者の意思を尊重しつつ、障がい者の自立及び社会参加に協力し、共生社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	
	<p>オ 障害者計画の策定に関する方針</p>	<p>県は、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進が図られるよう、障害者基本法、障害者差別解消法、障害者虐待防止法その他関係法令の理念を踏まえ、障害者計画を策定するものとする。</p>	
<p>第2 障がいを理由とする差別の禁止等</p>	<p>ア 差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供</p>	<p>(1) 行政機関等 ①行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 ②行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって①に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。</p> <p>(2) 事業者 ①事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。 ②事業者は、その事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、社会的障壁の除去の実施を怠ることによって①に違反することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。</p>	<p>⑦ 「不当な差別的取扱い」に関し、どのような場合に「不当な差別」と言えるのかを明確にする措置（定義付け、事例の具体化など）を検討する。 「不当な差別的取扱いの禁止」については、定義付け又は差別事例の具体化などによって、「差別とは何か」を明らかにすることが必要であるとの意見がある一方で、次のような意見もあった。 (ア) 差別事例を具体化することによって、それ以外のところが柔軟に対応できなくなる可能性もあるので、慎重な議論が必要である。 (イ) 条例の趣旨からすると、差別かどうか微妙な案件についても相談に応じ、問題解決に向けた対応ができることが望ましい。そうした柔軟な対応を可能とするためには、差別の定義は避けたほうがよいかもしれない。 ※他の道府県の条例について、相談ではどこまでの範囲を扱うのか、紛争解決手続ではどこまでの範囲を扱うのかという観点から精査し、差別の禁止や相談体制等を検討する必要があるとの意見もあった。</p> <p>⑧ 「合理的配慮」という用語について、「上から目線の対応」だとのイメージを避けるため、「合理的な変更又は調整」に変更することができるかを、障害者基本法等との関係を踏まえて検討する。 「合理的配慮」という用語に関しては、法律とそろえる（「合理的変更・調整」などは採用しない）場合でも、その意味を逐条解説で明らかにするという対応があり得るのではないかと意見もあった。 ※他の道府県の条例について、相談ではどこまでの範囲を扱うのか、紛争解決手続ではどこまでの範囲を扱うのかという観点から精査し、差別の禁止や相談体制等を検討する必要があるとの意見もあった（上記の差別的取扱いの禁止におけるものと同じ）。</p>

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項
<p>第2 障がいを理由とする差別の禁止等</p>	<p>(1) 職員対応要領の作成の義務化 県の機関及び県が設立した地方独立行政法人は、障害者差別解消法に規定する地方公共団体等職員対応要領を定めるものとする。</p>	<p>障害者差別解消法は、職員対応要領の作成を努力義務にとどめているため、条例で義務化を図る。</p>	
	<p>(2) 配慮事項の策定 県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するため、障害福祉サービスの提供その他の障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項を定めるものとする。</p>	<p>(差別の禁止に関する正副委員長案を前提として) 他道の道府県の条例を参考にしつつ、差別や合理的配慮の提供の例を具体化することを行う規定を設ける。</p>	<p>⑨ 「障がい者の日常生活又は社会生活に関する分野ごとに特に配慮すべき事項」は、かなり幅の広い概念であり、どのようなものまでを指すのかを精査する必要があるとの意見を踏まえ、「差別や合理的配慮の提供の例を具体化する」という条文の趣旨が伝わりやすい文言を検討する。</p>
	<p>(3) 事前的改善措置 行政機関等及び事業者は、障がい者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があるか否かにかかわらず、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めるものとする。</p>	<p>合理的配慮による環境の整備は障がい当事者からの要請の有無にかかわらず、積極的に行われるべきであるとする委員意見を踏まえ、事前的改善措置を規定する。障害者差別解消法にも同趣旨の規定があるが、「意思の表明があるか否かにかかわらず」を付加し、意思表示を待たずに積極的に改善に努める旨を明確化する。</p>	<p>⑩ 合理的配慮が「絶えず改善に努め、障がい者と共に歩んでいく」という姿勢で行われることを促進する表現を検討すべきであるとの意見を踏まえ、「事前的改善措置」がその趣旨で行われるべきことを逐条解説等において明らかにする。 ※前文において、「不断の改善に努めること」の重要性を明らかにし、上記の趣旨を明確化することも検討する。</p>
	<p>(4) 合理的配慮の提供に関する支援 県は、事業者に対し、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うための情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を実施するよう努めるものとする。</p>	<p>事業者に対する支援の根拠規定を設ける。</p>	
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>ア 相談体制</p> <p>(1) 担当部局の相談窓口 ①県は、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの条例に規定する差別事案(不当な差別的取扱い・合理的配慮の不提供)に関する相談に応ずるものとする。 ②県は、差別事案に関する相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。 (ア) 市町その他の関係行政機関と連携して、必要な助言、調査及び差別事案に関する関係者間の調整を行うこと。 (イ) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。 ③県は、②の業務のほか、障害者差別解消法に基づいて市町が応じた障害を理由とする差別に関する相談に係る事案の解決を支援するため、必要な助言を行うものとする。 ④県は、②の業務を行うに当たり、差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする。</p>	<p>(1) 現在設置されている差別に関する相談窓口について、条例での位置付けを図る。 (2) 相談を行うことができる者については、①障がい者、②障がい者の家族、③事業者、④その他の関係者、とし、「その他の関係者」としては、障がい者の介助等を行う支援者などが想定される(行政機関等も含む)。 (3) 虐待や雇用差別など、条例における差別の禁止の範囲に属さない事案について相談が寄せられることを想定し、それらについても関係行政機関につなぐ役割を果たし、障がい者の権利擁護に寄与すること確認する。</p>	<p>⑪ (1) 相談員の設置には、予算や人材育成の負担が伴うため、相談の対象事案について、市町との役割分担等を踏まえて検討する。他方で、差別かどうか微妙な案件にも柔軟に対応することが望まれるため、そうした対応を可能とする文言の追加を検討する。 (2) 相談業務については、列挙するもの(助言、調査、関係者間の調整〔②の(ア)〕)以外の活動もあり得るため、そうした活動を含めることができる文言の追加(例えば、「その他の支援」を追加するなど)を検討する。 ※相談員の業務についても同じ。</p>

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項
	<p>ア 相談体制</p> <p>(2) 相談員の設置 ①県に、障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者からの<u>条例に規定する差別事案に関する相談</u>に応じるための職員として、<u>相談員を置く</u>。 ②相談員は、障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者のうちから、知事が任命する。 ③相談員は、(1)の②・③に掲げる業務(助言・調整等)を行うものとする。 ④相談員は、(1)の②に掲げる業務を行うに当たり、<u>差別事案以外の事案に関する相談を受けた場合において、当該事案が障害者虐待、雇用における不当な差別的取扱いその他の障がい者の権利利益を侵害するものであると認められるときは、障がい者の権利利益の保護が適切に行われるよう、関係行政機関への通告、通報その他の措置を講ずるものとする</u>。 ⑤相談員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 ⑥県は、相談員に対し、③の業務の遂行に必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。</p>	<p>(1) 相談員の設置について規定を設ける(相談ができる者や業務の内容などは、担当部局の相談窓口と同じ)。 (2) 資格(障がいを理由とする差別の解消に関する知識経験を有する者)については、市町で身体障害者相談員や知的障害者相談員を務めた経験を有する者などが想定される。 (3) 相談員は、プライバシー情報に接する機会が多い一方で、採用形態(例えば、臨時の嘱託員として採用するなど)によっては、特別職の公務員として、地方公務員法の守秘義務規定(第34条)が適用されない場合があり得るため、守秘義務を規定する。 (4) 相談員が相談業務を遂行するために必要な知識の習得などができるよう、研修の実施を定める。</p>	<p>⑫ (1) 相談員の設置には、予算や人材育成の負担が伴うため、相談の対象事案について、市町との役割分担等を踏まえて検討する。他方で、差別かどうか微妙な案件にも柔軟に対応することが望まれるため、そうした対応を可能とする文言の追加を検討する。(再掲) (2) 相談対応は、紛争解決を図る体制の対象事案の振り分けにも関わっており、その体制の充実を図ることが重要となることから、複数の相談員の確保等が図られるような文言の追加を検討する。</p>
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>イ 紛争解決を図る体制</p> <p>(1) 助言及びあっせんの申立て ①障がい者、障がい者の家族、事業者その他の関係者は、<u>相談によっては差別事案の解決が期待できないと認められるときは、知事に対し、第三者機関が当該差別事案を解決するために必要な助言又はあっせんを行うべき旨の申立てをすることができる</u>。 ②障がい者の家族その他の関係者は、障がい者の意思に反して前項の申立てをすることができない。 ③第一項の申立ては、行為の日(継続する行為にあっては、その行為の終了した日)から三年を経過した差別事案に係るものであるときは、することができない。</p>	<p>(1) 助言・あっせんの申立てについて定める(なお、助言・あっせんを行う機関は、「調停、審査、諮問又は調査のための機関(附属機関)」(地方自治法第138条の4第4項)の性質を持つことになるため、附属機関として位置付ける)。 (2) 申立権者については、相談体制と同じとし、対象事案は、相談対応での解決が困難な事案とする。 (3) 助言・あっせんは権利救済手続であることに鑑み、障がい当事者側からの申立てについては、障がい当事者の意思を重視する仕組みとする(「障がい者の家族その他の関係者」には、事業者などは含まない)。 (4) 対象事案については、事案の発生から長期間経過すると、事実の確認などが困難になると思われるため、他の道府県の条例及び民法上の不法行為の時効期間を参考とし、三年以内の事案とする。</p>	
	<p>(2) 事実の調査 知事は、(1)の申立てがあったときは、当該申立てに係る差別事案の事実関係について調査を行うことができる。この場合において、申立人、相手方その他の関係人は、正当な理由がある場合を除き、これに協力しなければならない。</p>	<p>(1)助言・あっせんの申立てがあった場合の事実関係の基礎調査について定める。 (2) 事実の調査の権限については、他の道府県の条例において、知事に付与される例が多いことに鑑み、知事に付与する。 (3) 事実の調査については、関係人の協力義務を定める(関係人としては、当事者のほか、事業者の従業者などが想定される)。</p>	

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項	
<p>第3 障がいを理由とする差別を解消するための体制</p>	<p>イ 紛争解決を図る体制</p>	<p>(3) 助言及びあっせん ①知事は、(1)の申立てがあったときは、第三者機関に対し、助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。 ②第三者機関は、①による知事からの求めがあった場合は、助言又はあっせんを行うものとする。ただし、助言又はあっせんを行うことが適当でないと認められるときは、この限りでない。 ③第三者機関は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、申立人、相手方その他の関係人に対し、その出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。 ④第三者機関は、あっせんによっては(1)の申立てに係る差別事案の解決の見込みがないと認めるときは、あっせんを打ち切ることができる。 ⑤第三者機関は、②のただし書により助言若しくはあっせんを行わないこととしたとき、助言を行ったとき若しくはあっせんが終了したとき、又は④によりあっせんを打ち切ったときは、その旨を知事に報告するものとする。</p>	<p>(1) 助言・あっせんについて、第三者機関に行わせるための根拠規定を設ける。 (2) 申立てのあった事案が、助言・あっせんの解決に適さない場合なども考えられるため、例外として、助言又はあっせんを行わない場合も規定する。 (3) 助言・あっせんのために第三者機関が調査も行う必要がある場合が考えられるため、関係人の出席要求などの権限を付与する。 (4) あっせんについては、当事者双方の協力が必要な手続であり、これによる解決の見込みがないときは、その手続を継続することが困難であることから、打ち切りの規定を設ける。 [打ち切りを行う場合として考えられるもの] ○相手方が、あっせんの手続に参加する意思がない旨を表明したとき。 ○当事者の一方又は双方があっせんの打ち切りを申し出たとき。</p>	<p>△</p>
	<p>(4) 勧告 ①第三者機関は、助言又はあっせんを行った場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者が、正当な理由なく当該助言又はあっせんに従わないときは、知事に対して差別事案に該当する行為をしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを求めることができる。 ②知事は、①の求めがあった場合において、差別事案に該当する行為をしたと認められる者に対して、<u>必要な措置をとるよう勧告</u>することができる。 ③知事は、②の勧告をする場合には、あらかじめ、期日、場所及び事案の内容を示して、勧告の対象となる者又はその代理人の出頭を求めて、意見の聴取を行わなければならない。ただし、これらの者が正当な理由なく意見の聴取に応じないときは、意見の聴取を行わないで勧告することができる。</p>	<p>(1) 第三者機関が行う助言・あっせんに当事者が従わない場合も考えられるため、他の道府県の条例を参考としつつ、知事による勧告について定める。 (2) 勧告が事業者等の活動に影響を与えることも考えられることから、手続の適正を担保するため、意見聴取の手続を定める。</p>	<p>△</p>	
	<p>(5) 助言及びあっせんの状況の公表 第三者機関は、差別事案の発生の防止又は差別事案が発生した場合における当該事案の解決に資するため、<u>助言又はあっせんを行った場合において、申立人、相手方その他の関係人の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表</u>することができる。</p>	<p>第三者機関が行う助言・あっせんの内容は、第三者による公正中立な判断として、他の差別事案の防止や解決のためにも役立つと考えられることから、事案の概要や助言・あっせんの内容を公表する規定を設ける。</p>		

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項	
第4 障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策	(1)障害福祉サービス等	障害福祉サービス事業所で同サービスに従事する人材の確保	⑬ 障害福祉サービス等に関する施策の具体的な内容を検討する。	
	(2)情報のバリアフリー化	障がい者の意思疎通手段(要約筆記、点字、音声案内など)や情報の取得・利用のための手段の充実等	⑭ ホームページにおけるウェブアクセシビリティ(年齢や障がいの有無などにかかわらず、インターネット等で提供される情報にアクセスし、利用することができること)の明記を検討する。	
	(3)防災等	福祉避難所の確保、避難所のユニバーサルデザイン等	⑮ 要支援者名簿の取扱い方や要支援者の掌握についての課題の解決が図られるよう、それらの支援についての明記を検討する。	
	(4)選挙における配慮	移動投票所の活用などによる投票支援	委員会による調査での聴き取り結果及び各委員意見を踏まえて整理した課題・要望のうち、障害者基本法等に基づく施策の具体化又は補完事項として規定することが考えられるものを列挙した。	⑯ 規定を設けたほうがよいとの意見と条文化の難しさを踏まえて規定しないとの意見があるため、規定の要否を検討する。 【規定を設けたほうがよいとの意見】 ①選挙権の行使は重要なことなので、その支援が必要である。 ②投票に困難を抱える方もいると考えられ、様々な状況に対応できるよう、「選挙権の確保」という趣旨で規定を設けるとよい。 【規定しないとの意見】 ①投票に関しては、移動に関する課題と、誰に投票するか判断(主に知的障がいなど)をどう支えるかについての課題があり、条文として書く表現については、難しいところもあるのではないか。 ②移動については、選挙以外の権利義務の関係でも確保が図られる必要があり、選挙だけが問題になるわけではないことを考慮する必要がある。
	(5)表彰	共生社会の実現に向けた施策に取り組む事業者に対する表彰制度の創設		⑰ 「事業者だけでなく、障がい当事者なども対象にしたほうがよい」との意見と条文化する必要はないのではないか(共生社会の実現は社会全体で取り組む当然のことであるため)との意見があるため、規定の要否を検討する。
	(6)啓発活動	①県は、不当な差別的取扱いをすることによる障がい者の権利利益の侵害の防止等及び社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うことに資するための措置に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。 ②県は、障がいの特性及び障がい者に対する理解(障がい者に対する肯定的認識を含む。)が深められるよう、障がいの特性及び障がい者への対応の仕方の分かりやすい説明その他の啓発活動を行うものとする。		委員会による調査での聴き取り結果及び各委員意見を踏まえ、障がい者差別の解消に関する啓発と障がいの特性・障がい者に対する理解を深める啓発について定める。
(その他)				⑲ 就労の支援と教育について、規定を設けたほうがよいとの意見があるため、規定の要否等を検討する。 【規定を設けたほうがよいとの意見】 ①就労の継続について課題が多い。 ②参考人から指摘された教育に関する現状と課題への対応が必要である。

○障がい者が暮らしやすい三重県づくり条例(仮称)案(素案)

※条文の下線部分は、これまでの意見を反映した箇所

項目	条文	趣旨等	検討事項
第5 施策の推進体制	<p>ア 共生社会の実現に向けた施策に関する計画</p>	<p>(1) 県は、<u>障害者計画において、共生社会の実現に向けた施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。</u></p> <p>(2) 知事は、(1)の施策について定めようとするときは、あらかじめ、三重県障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。</p> <p>※条例の制定前に障害者計画が改定される見込みであるため、経過措置を検討する。</p>	<p>条例で定める施策(障がい者差別の解消と障がい者の自立・社会参加の支援等のための施策)を障害者計画に盛り込むことにより、三重県障害者施策推進協議会による策定・実施・監視の対象に含め、障害者基本法の施策と条例の施策との一体性が保たれるようにする。</p>
	<p>イ 障がいを理由とする差別の解消の推進体制</p>	<p><u>障害者差別解消法第17条第1項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会を組織する。</u></p> <p>※助言・あっせんの手続で取り扱った紛争で、課題(費用の問題により設備の改善までは実現できなかったなど)が残された場合の調査研究を同協議会の調査審議事項にすることを検討する。</p>	<p>障害者差別解消法に規定する「障害者差別解消支援地域協議会」は、設置が義務ではないことから、条例で設置を義務付け、推進体制を担保する。</p> <p>※同協議会は、国の機関(労働局など)や市町の職員などもメンバーに入ることを予定しているため、他の協議会(障害者施策推進協議会など)との統合はしない。</p>
第6 雑則等	<p>ア 財政上の措置</p>	<p>県は、この条例の目的を達成するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>条例の施策を行っていくためには予算措置も必要になるため、財政上の措置について規定を設ける。</p>
	<p>イ 規則への委任</p>	<p>この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。</p>	<p>相談体制等を運用するに当たり、申立て手続の様式等を定める必要があるため、委任規定を設ける。</p>
附則	<p>ア 施行期日</p>	<p>追って検討する。</p>	<p>㉑ 相談体制・紛争解決を図る体制の整備や計画の策定に要する準備期間等を考慮しながら、条例の施行期日について検討する。</p>
	<p>イ 条例の見直し</p>	<p><u>この条例の規定については、この条例の施行後おおむね三年ごとに、この条例の施行の状況、障害者基本法、障害者差別解消法その他の関係法律の見直しの状況等を勘案して検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。</u></p>	<p>条例が社会情勢の変化等に対応したものとなるよう、定期的に見直しを行うことを定める。</p>